

環境経営レポート

エコアクション21

(第3版)

活動期間：2021年 8月 1日 ～ 2022年 7月 31日

発行日 2022年 9月 30日



有限会社 協和清掃企業

〒 861-8030

熊本県熊本市東区小山町1948番地3

☎ 096-388-0777

☎ 096-388-0778



認証番号0013278

目 次

1.	会 社 概 要	3 ~ 5
2.	環 境 経 営 方 針	6
3.	実 施 体 制	7
4.	許 可 の 内 容	8-1, 8-2
5.	運 搬 車 両 の 種 類 及 び 台 数	9 ~ 10
6.	環 境 経 営 目 標	11
7.	環 境 経 営 実 績	12~1
8.	環 境 経 営 計 画	14
9.	全 体 の 評 価 及 び 次 年 度 の 取 り 組 み	15 ~ 16
10.	環 境 関 連 法 規 等 の 順 守 状 況 の 確 認 及 び 評 価 の 結 果 違 反、訴 訟 等 の 有 無	17 ~ 18
11.	SDGs へ の 取 組	19
12.	代 表 者 に よ る 全 体 の 評 価 と 見 直 し	20

1. 会 社 概 要

①事業所名及び代表者名

本 社 有限会社 協和清掃企業 代表取締役 角田 桂一
 支 社 有限会社 協和清掃企業 菊陽支店 支 店 長 岡崎 学
 積 替 所 有限会社 協和清掃企業 土場 代表取締役 角田 桂一

②所在地

本 社 熊本県熊本市東区小山町1948番地3 TEL : 096-388-0777
 FAX : 096-388-0778
 Email: kyowa-ss@atlas.plala.or.jp
 HomePage <https://www.kyowa-sk.com/>
 支 社 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼156番地1 TEL : 096-285-8463
 FAX : 096-285-8467
 積 替 所 熊本県熊本市東区小山町1981番地1

③創立 1973年（昭和48年）8月13日

④資本金 300万円

⑤環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 岡崎 ひとみ 連絡先：協和清掃企業 本社
 Email: kyowa-h.o@bz04.plala.or.jp

⑥事業内容

建設業（土・しゅ・建・と・石・鋼・舗・水）
 一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業

⑦事業年度

期首 8月 期末 7月

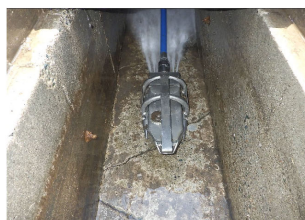
⑧認証・登録番号、対象登録範囲

0013278（有効期限：2021年5月6日～2023年5月5日） 全組織（本社・支社・積替所）・全活動

⑨事業の規模

項 目	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		
	2017年8月～2018年7月		2018年8月～2019年7月		2019年8月～2020年7月		2020年8月～2021年7月		2021年8月～2022年7月		
売上高	238	百万円	281	百万円	338	百万円	394	百万円	444	百万円	
従業員数	28	名	27	名	27	名	28	名	29	名	
総敷地面積	657.10	㎡	3955.9	㎡	3955.9	㎡	3955.9	㎡	3955.9	㎡	
床面積	162.20	㎡	313.98	㎡	313.98	㎡	313.98	㎡	313.98	㎡	
産業廃棄物 収集運搬量	自社排出分	3.3	t	2.5	t	3.2	t	2.8	t	14.72	t
	受託又は受領した 廃棄物	42.5	t	112.38	t	113.38	t	129.92	t	89.95	t
一般廃棄物 収集運搬量	自社排出分	1.09	t	1.03	t	1.18	t	0.91	t	0.89	t
	受託又は受領した 廃棄物	897.2	t	642.8	t	723.8	t	789.71	t	808.59	t

⑩ 主な業務内容



道路側溝・水路および調整池、排水機場等に堆積した土砂等を清掃・浚渫することにより、機能回復および環境衛生の向上に務めております。有限会社協和清掃企業では高圧洗浄車や強力吸引車および特殊強力吸引車などあらゆる浚渫車両と技術を整え、さまざまな状況に最も効果的に対応しています。

清掃・浚渫 (側溝・水路・調整池・排水機場等)



道路の異常箇所等をはじめとする道路利用者からの苦情や要望に迅速に対応し、適切な道路維持管理を実施するべく、管内一円を数エリアに分割し道路パトロールを実施し、落石・崩土等の撤去、道路構造物等の破損箇所、ポットホール等の補修、落下物の撤去、除草・伐木、路面清掃、動物死骸処理等の業務を受託しています。

道路維持パトロール



道路路面清掃では、道路管理者が管理する道路において、路面清掃車により車道・歩道部の塵埃、落ち葉等を除去し、交通安全と沿道住民の生活環境の保全に務めております。

路面清掃



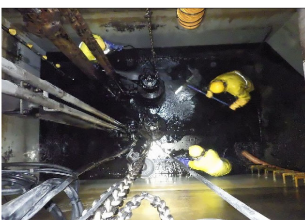
地下に埋設されている管路施設を放置すれば管路自身の機能を低下させるばかりでなく、他の施設等への影響を与える「道路陥没」や「下水の溢水」に至る恐れもあるため、高圧洗浄車等を使用し、管渠内清掃やTVカメラ車による管渠内調査を行い、住民の生活に大きな影響を与えないよう未然に防ぐための維持管理を行っております。

下水道管路施設維持管理 (清掃・調査・改築・修繕)



ポンプ場の維持管理は、処理区内のポンプ場性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、設備の耐久化を図るためのものである。処理区内の各ポンプ場は、いかなる時も正常な運転を確保する使命を有しているので、弊社は、下水道法他、関係法令の規定を遵守し、迅速かつ適正な維持管理を行っております。

下水道管路施設維持管理 (中継ポンプ場維持管理)



施工実績の例

調整池の清掃

特殊強力吸引車・強力吸引車等を使用した調整池の清掃。堆積物や雑草等による機能低下を防ぐため、定期的な清掃を行っています。

Before



After



ギャラリー



路面の清掃

路面清掃車を使用した路面の清掃。車道・歩道部の塵埃、落葉などを除去し、環境の美化・安全に努めています。

Before



After



環境経営方針

【基本理念】

有限会社協和清掃企業は、建設業および道路維持管理業・産業廃棄物収集運搬業を通じて、環境保全や地球温暖化の防止に取り組み、明日のより快適に、より美しい都市環境に貢献することを目指します。

【基本方針】

環境負荷を低減するために、次に掲げる環境活動に取り組みます。

1. 二酸化炭素排出量削減のため省エネルギーの推進に努めます。
2. 廃棄物の徹底的な削減及び分別リサイクルの推進に努めます。
3. 適切な利用による水使用量の削減に努めます。
4. 環境に配慮した工事に努めます。
5. 事務用品等の節約およびグリーン購入の推進に努めます。
6. 地域や関係団体の環境活動に積極的に参加します。
7. 環境関連法規制等を遵守します。
8. これらの活動は継続的に改善に努めます。

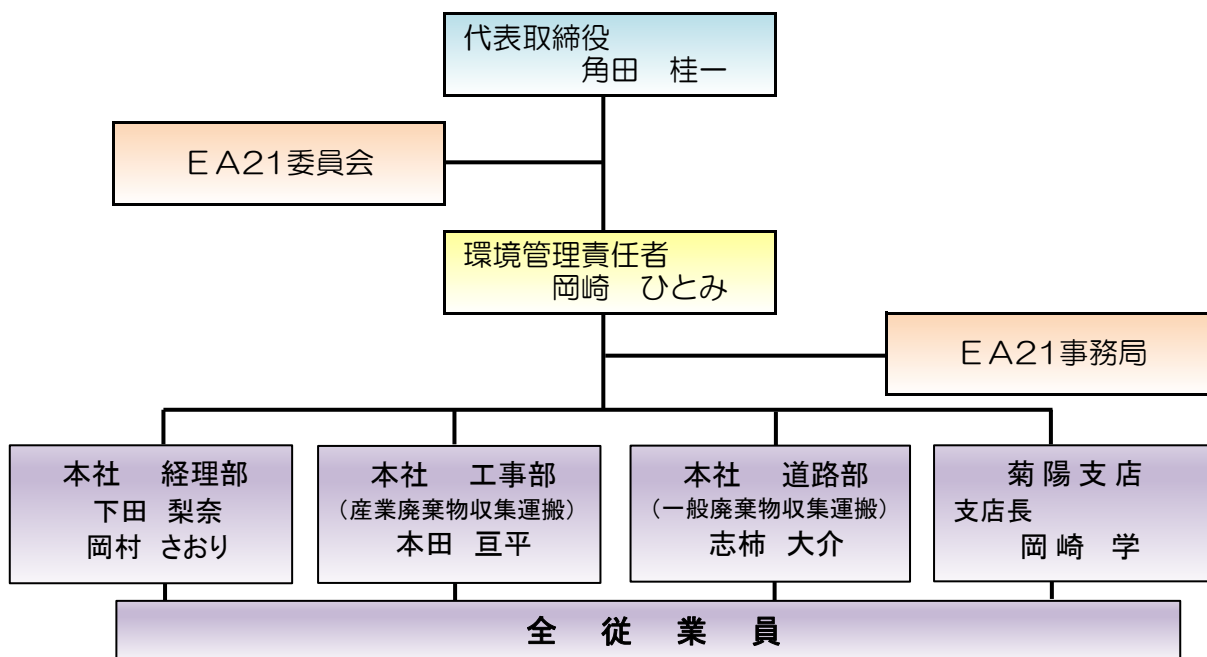
環境経営方針は全従業員に周知します。

制定日 2020年8月1日



有限会社 協和清掃企業
代表取締役 角田 桂一

3. 実施体制



役割・責任・権限	
代表者	環境経営に関する総括責任、環境管理責任者の任命
	環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知
	環境目標及び環境活動計画書を承認
	代表者による全体の評価と見直しの実施、レポートの承認
環境管理責任者	環境経営システムの構築、実施、管理
	環境関連法規等の取りまとめ表を承認
	環境目標・活動計画書と経営レポートの確認
	環境活動の取組結果を代表者へ報告
E A21委員会	環境管理責任者の指示のもと、経営環境システムの運用を行う
	方針に基づき、目標及び活動計画の策定を行い、承認を得る
	活動の実績結果を集計、環境管理責任者に報告する
E A21事務局	環境管理責任者の補佐、E A21推進委員会の事務局
	環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェック実施
	環境関連の外部コミュニケーションの窓口
	環境経営レポートの作成、公開（事務所に備え付けと地域事務局への送付）
部門長	担当する部門における環境経営システムの実施
	担当する部門における環境方針の周知
	担当する部門における従業員に対する教育訓練の実施
	担当する部門の問題点の発見、是正、改正処置の実施
全従業員	環境方針の理解と取組課題の把握、及び実施
	ルールを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する

4. 許可の内容

①一般建設業の許可の内容

許可番号	熊本県知事 許可 (般-3) 第 6848 号	
有効年月日	令和3年10月1日～令和8年9月30日まで	令和3年11月10日～令和8年11月9日まで
建設業の種類	土木工事業、しゅんせつ工事業	建築工事業、とび・土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・水道施設工事業

②一般貨物運送業の許可の内容

許可年月日	平成17年2月24日	許可番号	九運貨物第 1129 号
事業計画変更年月日	令和元年10月1日	許可番号	九運熊本第 908 号
菊陽営業所・同休憩施設	熊本県菊池郡菊陽町津久礼156番地1	休憩室・6.39㎡	
本社営業所第一自動車車庫	熊本市東区小山町1981番地	(収容能力) 666.00㎡	
本社営業所第二自動車車庫	熊本市東区小山町1949-1、1949-2	(収容能力) 345.35㎡	

③廃棄物収集運搬の許可の内容

【一般廃棄物】

許可番号		許可年月日	有効年月日	事業の範囲	廃棄物の種類
熊本市	第19R-170号	令和3年4月1日	令和5年3月31日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)	ごみ (事業ごみと臨時の家庭ごみ)

【産業廃棄物】

許可番号		許可年月日	有効年月日	事業の範囲
熊本市	08111018238	令和2年5月14日	令和7年5月13日	収集運搬業 (積替を含む)
熊本県	04301018238	令和2年10月30日	令和6年6月30日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
福岡県	04000018238	令和4年4月4日	令和9年4月3日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
宮崎県	04504018238	令和2年10月8日	令和7年10月7日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
鹿児島県	04602018238	令和2年11月12日	令和7年11月11日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)

④産業廃棄物 取得状況一覧表

官庁名	許 可 項 目							積替	保管
	運 搬								
	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	動植物性残さ	動物のふん尿			
熊本市	●○	●	●○	●○	●	●	○ 汚泥・廃酸・廃アルカリのみ	-	
福岡県	●	●	●	●	●	●	-	-	
宮崎県	●	●	●	●	●	●	-	-	
鹿児島県	●	●	●	●	●	●	-	-	
熊本県	※別頁に別途添付								

※ 積替場所…熊本県熊本市東区小山町1981番地 (土場)
 積替面積…90.0㎡
 積替能力…19.75 t (最大保管量)

熊本県の産業廃棄物取り扱い状況一覧表

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	○		○	—
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	—
廃アルカリ	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	○		○	—
紙くず	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
動植物性残さ	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		○	—
鉱さい	—	—		—	—
がれき類	—	○		—	—
動物のふん尿	—	—		—	—
ばいじん	—	—		—	—

※(有)協和清掃企業 産業廃棄物収集運搬業許可証より抜粋

5.運搬車両の種類及び台数

①運搬車両

※ () 内は自動車登録番号

種別		最大積載量	保有数	環境達成区分	保有数
搬 車 両 収 集 ・ 運	産業廃棄物 強力吸引車	4 t	1 台		1 台
	特殊強力吸引車	5 t	1 台		1 台
	特殊強力吸引車	10 t	3 台	平成27年度燃費基準5%向上達成車 (1905・1911)	2 台
	クレーン付きダンプ	3 t	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車 (9732)	1 台
	小 計		6 台	燃費基準達成車 小 計	3 台
一 般 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 車 両	塵芥車	2 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車 (306)	1 台
	ダンプ	2 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車 (6835)	1 台
	脱着式トラック	4 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車 (1706)	1 台
	路面清掃車 小型スイーパー (自社)	3 t	1 台		1 台
	路面清掃車 大型スイーパー (貸与)	8 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車 (2115)	1 台
	路面清掃車 小型スイーパー (貸与)	3 t	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車 (3596)	1 台
	小 計		6 台	燃費基準達成車 小 計	5 台
合 計			12 台	燃費基準達成車 合 計	8 台

②その他の車両

種別	保有数	環境達成区分	保有数
高圧洗浄車	3 台	平成27年度燃費基準達成車 (8313・2104)	2 台
給水車	2 台	平成27年度燃費基準達成車 (101)	1 台
TVカメラ車	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車 (494)	1 台
ダブルキャブ	4 台	平成27年度燃費基準達成車 (8195・7407・7427・9130)	4 台
軽トラック	1 台	平成27年度燃費基準25%向上達成車 (6666)	1 台
軽バン	1 台	平成27年度燃費基準達成車 (5465)	1 台
営業車	7 台	平成22年度燃費基準20%向上達成車 (9637)	1 台
		令和2年度燃費基準123%達成車 (1408)	1 台
		平成27年度燃費基準10%向上達成車 (1707)	1 台
		ハイブリット車 (2108)	1 台
		ハイブリット車 (2109)	1 台
		平成27年度燃費基準20%向上達成車 (1805)	1 台
平成27年度燃費基準達成車 (1904)	1 台	1 台	
合 計	19 台	燃費基準達成車 合 計	17 台

③支店

種別	保有数	環境達成区分	保有数
営業車	1 台	平成27年度燃費基準15%向上達成車	1 台
合 計	1 台	燃費基準達成車 合 計	1 台

全保有台数 32 台 燃費基準達成車保有台数 26 台

全保有台数中 低公害車導入率 81.2%

主な保有車両

特殊強力吸引車10 t



熊本830い19-11

パワービルバスター

特殊強力吸引車5 t

特殊強力吸引車10 t



熊本830あ19-05

ローノイズスーパータービル

強力吸引車4 t

特殊強力吸引車10 t



熊本830あ14-43

マントスダンパー

高圧洗浄車3 t



熊本830あ34-02

ローノイズスーパータービル

高圧洗浄車4 t



熊本830あ24-57

マントスダンパー

高圧洗浄車4 t



熊本830さ21-04

T-ビルジエット

給水中3 t



熊本800す83-13

セービルジエット

給水中2 t



熊本800あ87-76

セービルジエット

管渠内TVカメラ車



熊本800せ101

バキュームカー

小型路面清掃車3.5 t



熊本800あ77-27

バキュームカー

ダンプ2 t



熊本800い494

IPEK 社 ロビイン

道路維持パトロール車



熊本830さ18-04

真空遠流式路面清掃車 HA75mini型

道路維持パトロール車



熊本400い68-35

日野ダンプトラック

道路維持パトロール車



熊本400い91-30

トコタダイナブルキャブ

道路維持パトロール車



熊本400な81-95

トコエースダブルキャブ

ミニショベル掘機



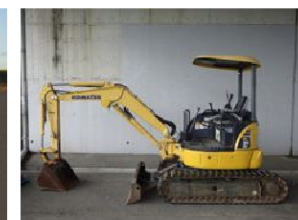
熊本400と74-27

トヨタースダブルキャブ



熊本400て74-07

トヨタースダブルキャブ



コマツ PC30MR-3

0.15m3

6. 環境経営目標

削減対象項目		年度	2018年（基準年）		2021年度目標 （-2%）	2022年度目標 （-3%）	2023年度目標 （-4%）	2024年度目標 （-5%）	2025年度目標 （-6%）
		使用量実績	二酸化炭素排出量 （kg-CO2）						
電気使用量（kwh）	本社	11,724.00	4,033.06	11,489.52	11,372.28	11,255.04	11,137.80	11,020.56	
	支社	2,248.00	773.31	2,203.04	2,180.56	2,158.08	2,135.60	2,113.12	
ガソリン使用量（ℓ）	本社	6,149.09	14,265.89	6,026.11	5,964.62	5,903.13	5,841.64	5,780.14	
	支社	4,085.64	9,478.68	4,003.93	3,963.07	3,922.21	3,881.36	3,840.50	
軽油使用量（ℓ）	本社	46,317.93	119,500.26	45,391.57	44,928.39	44,465.21	44,002.03	43,538.85	
	支社	432.00	1,114.56	5,880.00	5,820.00	5,760.00	5,700.00	5,640.00	
灯油使用量（ℓ）	本社	138.00	343.62	135.24	133.86	132.48	131.10	129.72	
二酸化炭素排出量合計 （kg-CO2）		本社	138,142.82	135,379.97	133,998.54	132,617.11	131,235.68	129,854.25	
		支社	11,366.56	11,139.23	11,025.56	10,911.89	10,798.23	10,684.56	
		会社全体	149,509.38	146,519.19	145,024.10	143,529.01	142,033.91	140,538.82	
一般廃棄物	自社排出分	本社 （kg）	1,009.60		989.41	979.31	969.22	959.12	949.02
		支社 （kg）	24.00		23.52	23.28	23.04	22.80	22.56
		会社全体	1,033.60		1,012.93	1,002.59	992.26	981.92	971.58
	紙使用量	本社 （kg）	150.00		147.00	145.50	144.00	142.50	141.00
		支社 （kg）	4.80		4.70	4.66	4.61	4.56	4.51
		会社全体	154.80		151.70	150.16	148.61	147.06	145.51
産業廃棄物	自社排出分	本社 （t）	2.50		2.45	2.43	2.40	2.38	2.35
水使用量	本社 （㎡）	964.00		944.72	935.08	925.44	915.80	906.16	
	支社 （㎡）	12.00		11.76	11.64	11.52	11.40	11.28	
	土場 （㎡）	116.00		113.68	112.52	111.36	110.20	109.04	
	会社全体	1,092.00		1,070.16	1,059.24	1,048.32	1,037.40	1,026.48	
グリーン購入推進	本社 （品目）	測定開始		5品目以上	5品目以上	5品目以上	5品目以上	5品目以上	
	支社 （品目）	測定開始		2品目以上	2品目以上	2品目以上	2品目以上	2品目以上	
ボランティア等の 環境活動	本社 （品目）	測定開始		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	
	本社 （品目）	測定開始		年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	

※1 本社・支社の電力は、2021年5月より電気事業者変更（九州電力→新出光）のため、調整後排出係数【0.523kg-CO2/kwh】で計算

※2 2020年度10月より本社産業廃棄物収集運搬車両（強力吸引車等）7台が菊陽支店での登録になり、燃料代も支店での計上となったため、軽油使用量の目標値を本社・支店共に2020年度以降の数値を基準に見直した

※3 一般廃棄物及び産業廃棄物の【受託分】は、指定された処分場への搬入のため、目標は除く

※4 紙使用量の削減は、シュレッダーごみや印刷ミス等で破棄処分となった紙の重さ（kg）を記入している

※5 化学物質の使用なし

7. 環境経営実績

【今年度】2021年度					
削減対象項目		使用量実績	目標達成率(%)※	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	前年度使用量との 対比(倍)
電気使用量(kwh)	本社	16,971.90	68.4	8,876.30	1.23
	支社	2,907.50	76.5	1,520.62	0.99
ガソリン使用量(ℓ)	本社	5,083.95	119.7	11,794.76	1.12
	支社	3,471.28	116.5	8,053.37	0.88
軽油使用量(ℓ)	本社	39,174.81	117.1	101,071.01	0.89
	支社	6,327.13	93.9	16,324.00	1.07
灯油使用量(ℓ)	本社	1,214.00	11.3	3,022.86	2.01
二酸化炭素排出量合計 (kg-CO2)					目標比
本社		124,764.93			-11,996.47
支社		25,897.99			14,645.10
会社全体		150,662.92			2,648.63
一般廃棄物	自社排出分	本社(kg)	876.00	112.9	1.16
		支社(kg)	17.16	137.1	0.86
		会社全体	893.16	113.4	1.16
	紙使用量	本社(kg)	90.70	162.1	0.65
		支社(kg)	2.24	212.1	0.90
		会社全体	92.94	163.2	0.65
産業廃棄物	自社排出分※	本社(t)	14.72	16.6	5.22
水使用量	本社(m)	1,042.00	90.7	1.02	
	支社(m)	14.00	84.0	1.08	
	土場(m)	187.00	60.8	1.03	
	会社全体	1,243.00	86.1	1.02	
環境に配慮した工事※	本社	-	-		
グリーン購入推進	本社(品目)	5	100.0	1.00	
	支社(品目)	2	100.0	1.00	
ボランティア等の 環境活動	本社(品目)	1	100.0	1.00	
	支社(品目)	1	100.0	1.00	

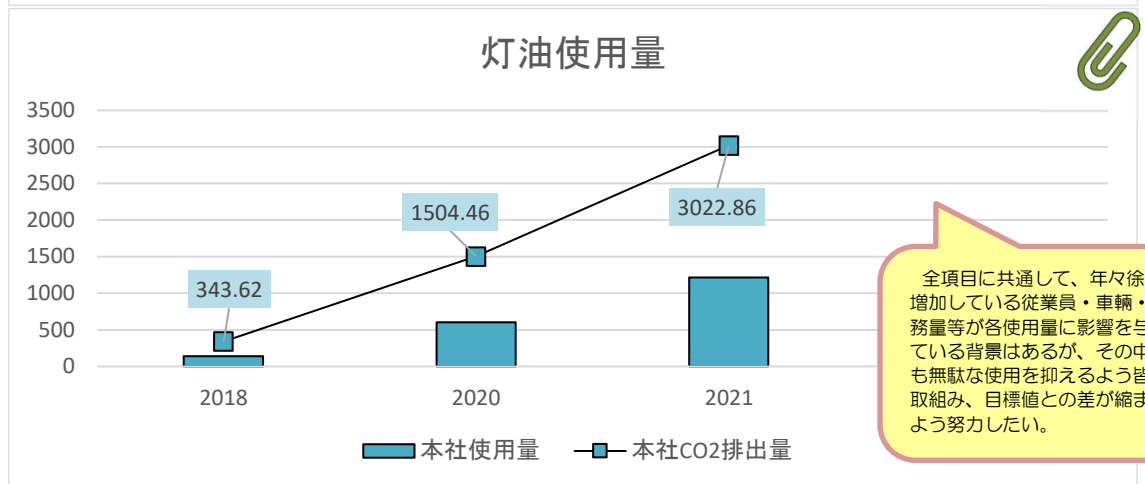
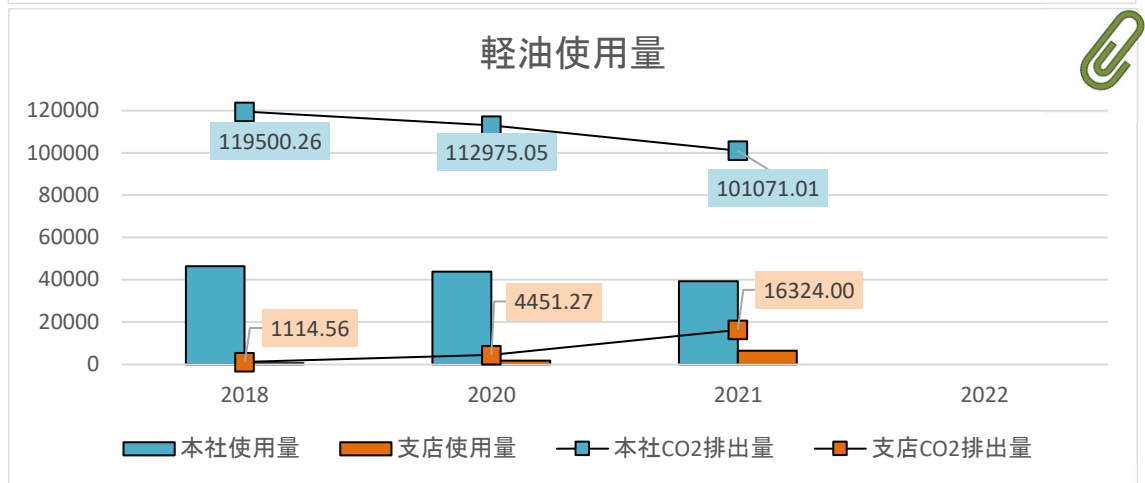
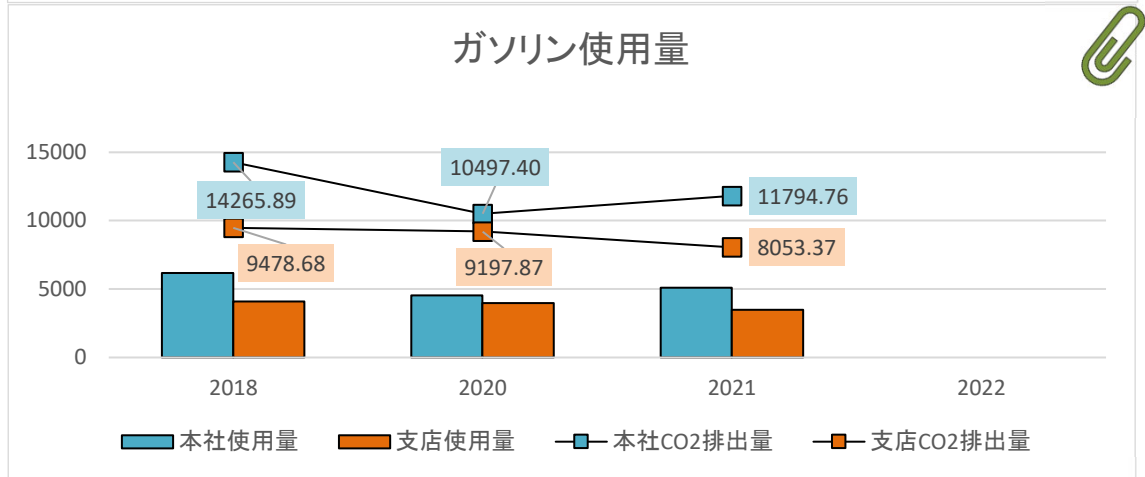
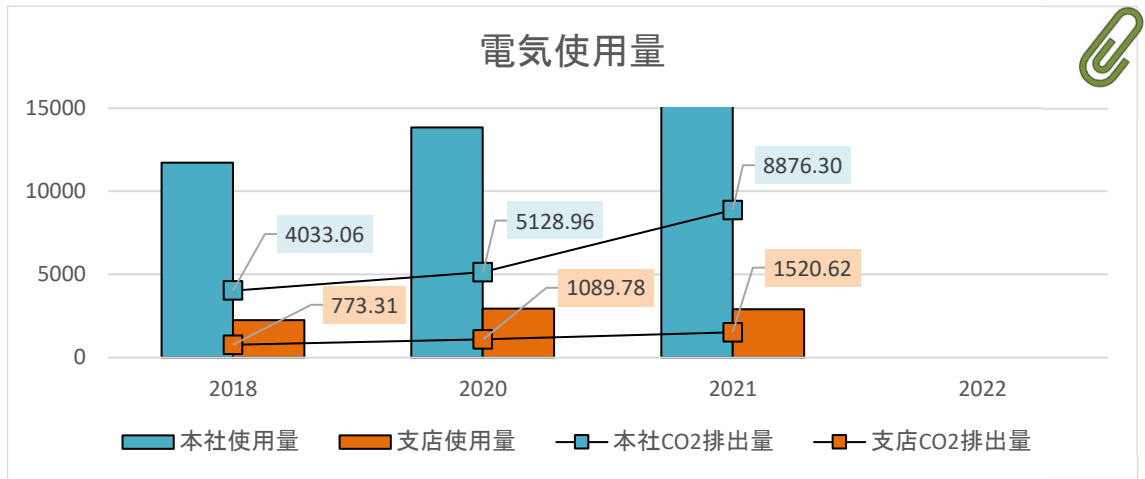
※1 達成率の赤字は目標未達、青字は目標達成を表す

※2 目標80%以下の場合には「是正処置及び予防処置」を行う

※3 環境に配慮した工事については目標値は定めず、環境経営目標の達成・未達での評価とする

※4 産業廃棄物の自社排出分については、受託業務量の増加による排出量の比例が大きく影響しているため、是正措置は考えないものとする

削減対象項目別の使用量実績と二酸化炭素排出量の推移



全項目に共通して、年々徐々に増加している従業員・車輛・業務量等が各使用量に影響を与えている背景はあるが、その中でも無駄な使用を抑えるよう皆で取組み、目標値との差が縮まるよう努力したい。

8. 環境経営計画

二酸化炭素排出量削減項目

	具体的な活動の内容	活動に伴う働きかけ	実施時期	担当	実施状況の評価	
					本社	支店
電気使用量	●OA機器の省電力設定を心掛ける	各自画面設定の見直し	通年	全部門	△	△
	●エアコンの適正温度での使用	適正温度ステッカー等での呼びかけ 電気使用量の周知	通年 <small>(特に夏季)</small>	全部門	×	△
	●エアコンフィルターの定期的な清掃		通年	全部門	△	△
	●クールビズ・ウォームビズの実施		通年 <small>(特に夏季)</small>	全部門	△	△
	●不在時の照明の消灯		外出時・終業時の点検	通年	全部門	△
ガソリン使用量	●効率的なルート設定	ガソリン使用量の周知 車輛の定期点検	通年	運転者	○	○
	●エコドライブの推進		通年		○	○
	●タイヤの空気圧チェックなど定期的な車両点検		通年		○	○
軽油使用量	●乗車前点検等を含めた定期的な車両点検	軽油使用量の周知 車輛の定期点検	通年	運転者 (本社)	△	-
	●エコドライブの推進		通年		△	-
	●車内エアコンの適正な温度設定		通年 <small>(特に夏季)</small>		△	-
灯油使用量	●洗車・洗濯等でのボイラーの使用頻度見直し	ステッカー等での呼びかけ	通年	工事部 道路部	△	-
	●石油ファンヒーター使用時の適正温度、使用時間		通年 <small>(特に冬季)</small>	工事部 道路部	×	-

※菊陽支店の軽油使用量評価は、使用料金計上のみのため、活動計画・働きかけは定めないのである

その他の負荷項目

	具体的な活動の内容	活動に伴う働きかけ	実施時期	担当	実施状況の評価		
					本社	支店	
廃棄物 排出量	一般廃棄物 <small>(自社排出分)</small>	●分別廃棄の徹底	廃棄物排出量の周知	通年	全部門	○	○
		●詰替え使用による、資源の長期使用 <small>(洗剤・アルコール消毒液等)</small>				○	○
		●マイボトル持参の推進				○	○
	紙使用量	●両面コピーの活用 <small>(配布チラシの余り等)</small>				紙使用量の周知	通年
●ペーパーレスの推進 <small>(社内間から)</small>		○	○				
	産業廃棄物 <small>(自社排)</small>	●吸引ホース等、備品機材の長期使用	分別回収の徹底・廃棄物排出量の周知	通年	工事部 道路部	×	-
水資源	●車輛タンクへの給水時の節水（止め忘れ防止）	水使用量の周知 ステッカーでの呼びかけ	通年	工事部 道路部	△	-	
	●洗車・洗濯等の節水（頻度や時間）				△	-	
	●生活用水のこまめな節水				全部門	×	△
環境に配慮 した工事	【施工実施時の環境配慮】	工事予定箇所の念入りな調査・交通量や住宅地・店舗への配慮	通年	工事部 道路部	○	-	
	●時間帯や交通状況に配慮した、効率よい作業						
環境配慮製 品/グリーン 購入推進	●再生紙の利用	再生紙やグリーン購入品の推進	通年	全部門	○	○	
	●エコマーク表示商品の優先購入				○	○	
環境活動	●地域ボランティア活動への参加	事業所周辺の美化活動の推進（年1回以上）	通年	全部門	○	○	
	●会社、工場周辺の清掃活動				○	○	

9. 全体の評価及び次年度の取組

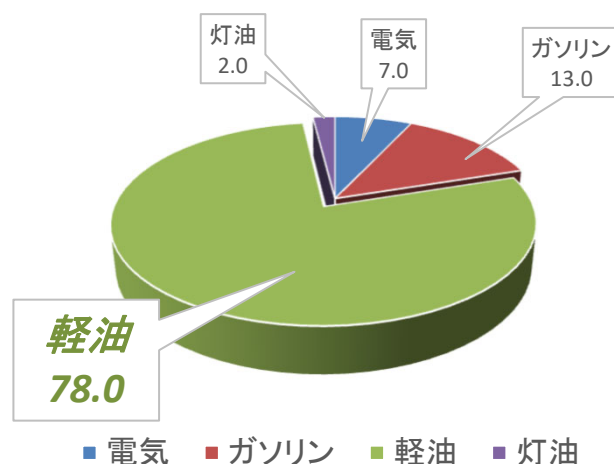
削減項目	会社全体での二酸化炭素排出量 (kg-CO2)
電気使用量	10396.92
ガソリン使用量	19848.13
軽油使用量	117395.01
灯油使用量 (本社のみ)	3,022.86
合計	150,662.92

●会社全体の二酸化炭素排出量の約8割を軽油の使用が占める。業務の増減によって左右される項目なので、業績が向上すれば比例して使用量も増加する。作業中エンジンを利用して機械を移動させているため、走行距離と給油量から単純に燃費を計算する事は難しいが、こまめな点検やエコドライブを心掛けることで、二酸化炭素排出量の軽減を目指していきたい

※15頁において、軽油使用量の一部内訳を記載

●エアコンや石油ファンヒータ等、時期的な偏りで急激に使用量が增大するもの、特に年間を通してエアコンの使用時期が長くなってきたので、温度設定や強弱調整の工夫を各従業員が努力することで、目標値を達成していきたい

削減項目別二酸化炭素排出量割合



単位：%

【取組の結果と評価・次年度の取組】

削減項目	取組の結果	次年度の取組
電気使用量	OA機器の省電力設定や不在時の消灯については意識付けがほぼ徹底されていたようだが、やはり夏季・冬季の冷暖房使用量が大きく影響したようだった。	特に屋外での仕事終了→帰社後の事務所でのエアコン使用をもう少し工夫したい。一旦室内を急冷して、その後適正温度に戻し26~7度を維持できるように努めたい。
ガソリン使用量	アイドリング軽減等のエコドライブの成果と、ガソリン使用の営業車を低燃費車へ移行している効果が徐々に表れてきたように見られた。	来年度も継続していく。
軽油使用量	本社での使用量は達成することができた。ただ、菊陽支店登録となった車両（強力吸引車等）が5台からさらに7台に増え、その軽油代の計上が菊陽支店での使用量となるため、前年度よりもさらに増加した。	売上に比例した使用量であるため、基本的なエコドライブ・こまめな車両点検はそのまま継続する。
灯油使用量	屋外待機所に設置した石油ファンヒータ3台（前年度の2台から3台へ増設）の灯油使用量が影響し、使用量が大幅に増加した。	広い屋外で作業する際の暖房手段であり、従業員の体調管理に必要な不可欠な器具であるので、不在時の電源オフ・こまめな強弱調整等の工夫で、徐々に使用量を抑えていく。
一般廃棄物（自社）	本社・支店共に目標値内に抑えることができたが、ペットボトル・缶などの内訳は前年度に比べ増加していた。使い捨て製品（洗剤類やアルコール消毒用容器等）をリフィルで詰替え使用する等の取組を行ったが、大きな削減にはつながらなかった。	来年度も継続していく。
紙使用量	社内回覧物に裏紙を積極的に利用したり、チラシ作成時の過剰印刷に注意した事などが目標達成に繋がった。	来年度も継続していく。
産業廃棄物（自社）	受託した汚泥等の廃棄が、業務量の増加により前年度を大幅に超過したが、社内の廃プラの処分は前年の5分の1ほどに抑えられていた。	受託分の汚泥等は売上に比例したものであるため、達成できた廃プラなどの項目は来年度も継続したい。
水使用量	作業件数と車輛の増加に比例し、土場での洗車頻度・タンクへの給水量が増えた。菊陽支店も、来客や社内会議等で人の出入りが増え、それに伴う水の使用量も増加した。	急を要しない洗車や洗濯は、なるべく曜日を決め使用時間の短縮に努める。
環境に配慮した工事	作業内容や交通状況に適した日程選び・作業の実施ができた。	来年度も継続していく。
グリーン購入推進	筆記具等は、替え芯型のリフィルを利用し、廃棄物の削減に力を入れた。	来年度も継続していく。
ボランティア活動等の環境活動	会社近隣の清掃（敷地を出た枝の剪定・落葉回収等）を行った。	さらに清掃範囲を拡大し、今後も地域の環境美化に努めたい。

【軽油使用量】の内訳（一例）



当社の二酸化炭素排出量の約8割を占める軽油使用量。予め一定の清掃ルートが決まっており、比較的排出量の算出がしやすい【路面清掃】の内訳を一例として挙げる。

路面清掃における二酸化炭素排出量

路面清掃車を使用して、道路管理者が管理する道路の車道・歩道部の塵埃や落葉等を清掃する

清掃距離（年間）…大型スーパー約2328km、小型スーパー約885km
 （ただし、落葉・塵埃等の状況により、清掃回数・距離の増減あり）



【清掃前】



【清掃後】

	路面清掃車 大型スーパー		路面清掃車 小型スーパー	
月平均走行距離 <small>（清掃以外の移動距離も含む）</small>	546.92	km	246.17	km
月平均給油量 <small>（清掃以外の移動距離も含む）</small>	297.03	L	116.76	L
1kmあたりの二酸化炭素排出量	1.40	kg-CO2	1.23	kg-CO2
1年間あたりの二酸化炭素排出量	9,196.08	kg-CO2	3,638.15	kg-CO2
大型・小型 合計	12,834.22			kg-CO2
二酸化炭素排出量 1 tあたりの清掃可能距離	714.3	km	813	km
売上あたりの二酸化炭素排出量 <small>（千万）</small>	3,698.9			kg-CO2

※清掃距離以外の移動も含めたおおよその走行距離

軽油使用量における二酸化炭素排出量年間合計の約10%を路面清掃が占める

作業速度7~10km/h、ブラシを回転させ散水しながらの作業であるため、燃費効率も良好とは言えないが、定期的な車両の点検・消耗部品等の早めの交換などで、常に車両に負荷がかからない状態を保ち、地域住民の方々に住みよい環境をこれからも提供していきたい。

10.環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果 違反・訴訟等の有無

①-1当社に適用される法規制等

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条第1項 (排出事業者の処理責任)	●事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、排出事業者責任を全うするために、排出事業者と処理業者の間で適正な委託契約を結ばなければならない。	契約書の締結	※収集運搬及び処分業者の許可証・委託契約書の内容確認	○	岡村	岡崎	8/5	○
	第7条 (一般廃棄物処理業)	●一般廃棄物の収集又は運搬を行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	市長の許可 (熊本市長)	※一般廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/5	○
	第14条 (産業廃棄物処理業)	●産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	熊本市長、県知事の許可 (熊本市・熊本県・福岡県)	※産業廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/5	○
	第12条の3 (産業廃棄物管理票)	●産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡と同時に当該産業廃棄物の運搬を受託したものに對し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境法令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。	適合マニフェスト 5年間保管	※マニフェスト控え確認 ※5年間の保管確認	○	岡村	岡崎	8/5	○
	環境省令第23号	●産業廃棄物管理票交付者は都道府県知事又は政令で定める市の長に報告しなければならない。	一般…月1回熊本市長に提出 産業…年1回熊本市長、県知事に提出	※報告書控え確認	○	岡村	岡崎	8/5	○
特定家庭用機器再商品化法	第6条 (事業者及び消費者の責務)	●事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、排出する場合は、収集・運搬・再商品化等をする者に適切に引き渡し、料金の支払いに応じる。	TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの適正廃棄の実施	※処分時の手続き控えの確認	○	角田	岡崎	8/9	○
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	第7条 (事業者の責務)	●事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、認定事業者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。	パソコン、携帯電話端末、PHS端末等小型電子機器の適正廃棄の実施	※処分時の手続き控えの確認	○	角田	岡崎	8/9	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	第4条 (事業者の責務)	●事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国または地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。	使用車両全て Nox・PM排出基準適合及びPM減少装置装着済	※自動車検査証での確認	○	向山	岡崎	8/8	○
	運行規制条例 (一部大都市)	●対象地域内での排出基準に適合しない車の運行を禁止する条例 (東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、愛知、三重の一部の地域)	当社車輛の本拠地は、左記の規制条例地域外である	※環境省HP自動車Nox・PM法での確認	○	向山	岡崎	8/8	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第5条 (自動車の所有者の責務)	●自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。	専門業者への適正な引渡し	※廃車に係る諸手続きの記録	○	向山	岡崎	8/8	○
騒音規制法	第5条 (規制基準の遵守義務)	●指定地域内に特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/9	○
振動規制法	第5条 (規制基準の遵守義務)	●指定地域内に特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/9	○
悪臭防止法	第7条 (規制基準の遵守義務)	●規制値内に特定施設を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/9	○
水質汚濁防止法	第14条の7 (生活排水を排出する者の努力)	●生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。	集水樹の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/9	○
下水道法	第10条 (排出設備の設置等)	●公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、遅延なくその土地の公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。	下水使用(支店)	※簡易支店(賃貸管理物件)の下水を使用	○	春木	岡崎	8/10	○
浄化槽法	第10条 (定期検査)	●浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。	定期点検年3回 定期清掃年1回実施	※定期点検年3回 定期清掃年1回実施	○	角田	岡崎	8/9	○
フロン排出抑制法	第41条 (第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)	●第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又はほかの者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	適切な場所での設置・使用、また定期点検の実施	※定期点検年2回 定期清掃年1回実施	○	角田	岡崎	8/9	○
道路交通法	第57条 (乗車または積載の制限)	●車輛の運転者は、当該車輛について政令で定める乗車人数または積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、または積載をして車輛を運転してはならない。	運転者による日報の記録義務、管理者による機関への必要書類提出(定期)	※運転者による運転日報確認	○	向山	岡崎	8/9	○

(熊本県生活環境の保全等に関する条例)

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
水質の汚濁に関する規則	第2章-第40条の2	●事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	集水柵の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/9	○
騒音等に関する規制	第2章-第54条	●特定作業を実施しようとする者は、その特定作業の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	該当なし	-	-	角田	岡崎	8/9	○
悪臭等に関する規制	第3章-第65条	●事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を継続的に低減するよう努めなければならない。	集水柵の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/9	○
日常生活における環境への負荷の低減	第4章-第68条	●自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう）をする場合は、やむを得ない場合を除き、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。	運転者による運転日報の記載	※運転日報の確認	○	角田	岡崎	8/9	○
	第4章-第71条	●生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に関する措置を採るべきとされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備を設置するよう努めなければならない	浄化槽の設置 定期点検・定期清掃	定期点検年3回 定期清掃年1回	○	角田	岡崎	8/9	○
廃棄物の減量化及び再生利用並びに廃棄物の適正処理の推進	第6章-第83条	●事業者は、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別し、及び再生利用することにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、県が実施する自作に協力しなければならない。	事業所内での廃棄物分別処理	※廃棄物仮置き場の設置	○	角田	岡崎	8/9	○
	第6章-第85条の1	●産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物の収集運搬を業とする者又は産業廃棄物の処分を業とする者に委託しようとするときは、委託しようとする処理業者がその委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。	委託前の確認 →契約書の締結	※収集運搬及び処分業者の許可証・委託契約書の内容確認	○	岡村	岡崎	8/9	○
	第6章-第85条の2	●産業廃棄物の処理を処理業者に委託した排出事業者は、その委託に係る産業廃棄物が適正に処理されるよう処理の状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない	マニフェスト伝票の保管	5年間の保管	○	岡村	岡崎	8/9	○

(熊本県産業廃棄物指導要綱)

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
県外産業廃棄物の搬入に係る協議等	第2章-第7条	●県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内（熊本市を除く）において処分するために搬入しようとする場合、知事はあらかじめ当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書により協議を受けるものとする。	福岡県・宮崎県・鹿児島県の県知事の許可	※産業廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/5	○

(土壌汚染対策法)

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
汚染土壌の搬出等に関する規制	第4章-第18条	●汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。	該当なし	-	-	角田	岡崎	8/9	○

②遵守状況と違反・訴訟の有無

環境関連法規等の遵守評価の結果、違反はありません。

また、行政や住民からの指摘・訴訟などはありませんでした。

(2022年10月31日)

SDGsへの取組

Kyowa x SDGs 協和清掃企業のSDGs宣言

わたしたちは、国連のSDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、事業活動を通じて、持続可能な地域社会づくりに貢献します。

1. 地域と連携して、安全・安心な地域社会づくりに貢献します
2. 清掃事業を通じて、地域の環境保全に努め、住み続けられる街づくりに貢献します
3. 社員の健康増進や働きがい向上のため、健康経営を推進します

SDGs登録事業者登録証



バリューチェーン分析



ISO 55001認証登録証の授与式

- 社員の健康や働き甲斐の向上
- 安心・安全で快適な地域社会の実現
- 環境保全への貢献

社員・お客様・地域を軸とし、様々な環境活動の積み重ねで、持続可能な地域社会の実現を目指します

11.代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直し結果

①全体の評価

初版から3年間、2021年度実績を比較すると、エコアクション21への取り組みを開始したことで、自社使用量や排出量など数値化でき、達成率の検討がわかりやすくなった。二酸化炭素の排出量は本社のみ達成できたものの、運搬業の仕事量が増加し、それに伴い軽油使用量も増えたため、運搬車輛の使用量を計上する菊陽支店は達成ができなかった。また、8月からの猛暑が続き電気使用量が増加し、冬期は石油ファンヒータをさらに1台追加した計3台での稼働が、灯油使用量の大幅な使用量に繋がった一番の原因であった。今後も対策を講じて、全社員で環境経営の取り組みを実践し、今年度1年間ではすべて目標達成を目指してまいります。

②見直すべき点

- 経営方針 変更の有無： 無
- 環境経営目標・環境経営計画 変更の有無： 無
- 実施体制 変更の有無： 無

③本プログラムを運用しての感想

社員と一丸となって地球環境に取り組み、また社会貢献としては、定期的な清掃活動等により地元との地域密着型社会を目指して頑張っていきたいと思っております。

2021年7月31日



有限会社 協和清掃企業

代表取締役 角田 桂一



明日の都市環境を整備する

Maintaining the urban environment tomorrow



有限会社 協和清掃企業

TEL 096-388-0777 FAX 096-388-0778



明日の都市環境を整備する

Maintaining the urban environment tomorrow